

令和5年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和5年9月12日(火曜日)
午前9時58分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	川西勝幸君
経済部長	土屋貴久君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	村上孝徳君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	伊藤和広君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	高橋修也君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	橋本光明君

◎欠席説明員

都市整備部長	清水真史君
消防長	菅原利彦君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 吉岡建二郎議員

7番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告書により、順次発言を許します。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員 令和5年第3回定例会における一般質問を大綱3点、うち2点を市長に、1点を教育長にお伺いをさせていただきます。

まず冒頭、一つ申し上げたいことがございます。私は新人でございまして、悲しいかな、当選後も1人会派でございますので、なかなか系統だった、いわゆる教育的なことはなかなか施していただけてませんで、ついては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングしかないものですから、7月の第2回定例会での一般質問と、今回の昨日の一般質問、これを拝聴した限りでございまして、要領に沿って今日は役目をさせていただきますと考えております。

るる質問、いろいろ答弁含めて聞かせていただいてまいりましたが、私が考えている質問というのは基本スタンスが、まず、美唄の市政に対する私の基本的な認識というか、考え方ですけれども、まず人口が半減するということが時期的に示されているまちだということで、行政にはあらゆる施策を打つについて時間がもうないのだよという期間でございます。さらには、まちはやむなく収縮、シュリンクしていくのだから、という認識を前提に物事は考え、立案しなければいけない。自分の任期4年間だけ大過なくというようなことでは、これは理事者側も、あるいは我々議員側も必ずしも市民の負託に応えられないということを強く認識をいたしております。また、地方自治体はすべからず国の出先機関であるという認識、国が良くならなければ、地方までの波及はなく、地方の一つ一つが良くなければ、国も良くなれないというものの考え方をいたしております。また、美唄に

は人的にも物的にも極めて大きなポテンシャルがあり、生かしきれていないだけだという認識。それと、1番大きなのは、美唄市の行政というのは、市民に夢と希望を与える、これを一時的に、常に念頭に置いておかなければいけないのだということを考えております。そういった観点から、本日の私の質問というのは、単に今どうなのですかということをお伺いするだけではなくて、言ってみれば、プロポーザル型の最後に必ず私が温めている提案をさせていただきたいと思っております。それがどういう扱いになるのかというのは、これは分かりませんので、当たって砕けるしかないのですが、いずれにしても、昨日ごく近しい方から「明日一般質問だね、デビュー戦だね」ということでございましたが、「地方自治法の第132条には、品位の保持というのがあるから目を通しておけ」ということで、今朝も再読をさせていただいてまいりました。くれぐれもその辺は認識をして、決して熱くなることなく、粛々と進めさせていただきたいと思うところでございます。

前置きが長いのですが、例によって大綱1番、農業行政についてということでございます。

全く私は畑違いで、何でお前がこんな質問をするのだということを思われる方も多いかと思いますが、お手元の用紙にございます、1番、2番というのはあくまでもある種、誘導質問というか、3番目に持っていく話でございまして、それに則って、1番、本当に美唄市で大規模に展開されております基盤整備事業、平成24年から行われているということで、もう10年を過ぎております。もう終盤に差し掛か

っているということも伺っておりますが、その進捗状況について伺いをいたします。

また、大規模基盤整備事業、もうあと1年、2年で終了するというございですが、大きな耕作地が非常に規則正しく作られておりますが、当然そこを人馬で耕せという話にはならないわけで、国も道も、あるいは桜井市長の公約にもございます、いわゆるスマート農業、これをさらに推し進めるのだよということが、あちこちで見聞きするわけでございます、これの今後の進め方、あるいは進捗状況。先般、道新辺りの記事でもGPSをプログラミングされた無人のトラクター等々が、下町ロケットよろしく、走り回るというようなこと。それから、私が常々思っておりますのは、美唄の農家の方々は実は大変立派な仕事の後継者をお持ちで、本当に羨ましいと思うぐらい立派な方々がたくさんおいでになる。この方々に夢を持って仕事をしてもらうためのスマート農業、一つ大きな切り口だと思いますが、その進捗具合、これも伺いたいと考えております。

また、私はいろんなところで統一地方選挙もございましたので、各地の選挙に出られる首長さんを中心に、公約を拝見する中で、スマート農業を挙げていらっしゃる方がたくさんおいでになります。美唄の場合は、地面もできた、それを使っていく物的な、あるいはソフトも含めて、手はずもどんどん進めていきたいということですが、何を作るのですかと。各農家の農業所得を上げて、効率を上げて、いわゆる新規参入者が新しくそれを羨ましがって、自分もやってみたいというモチベーションになるような、そこで何を作

ってもらふのかということについて、これは本当に、それこそ132条に引っ掛かっちゃいけないのですが、相も変わらず、表現難しいです。思わず言ってしまうんですけど、作っても作っても残っていく米、毎年10万トンずつ消費が減っていると言われておりますが、それは相も変わらず、さらに効率よく作っていったって、もっともっとたくさん収量を上げるのかということ。もう少し、ここのところの世界的な気候変動並びに地域紛争によって国際穀物が、相場が乱高下する、入手が困難になるといった問題、今回の物価高騰の大きな要因は石油絡みのこと、それから食料品を背景にした価格の高騰が大きな要因と考えております。私のところにも商売柄、いろいろ原料問屋さんが、セールスさんが、かなり頻度が上がって訪ねてきますが、必ず紙を持っていったって、毎回何がしかの値上げなのです。しかも同じ商品がここ1年間で3回とか4回上がっています。チーズなんか下手をすると3倍ぐらいの値段になっているものがあります。それぐらいものすごい、ここにきてはちょっとあんた悪のりだろうと、ここで上げておかなかつたら上げる機会を失すると言わんばかりの値上げ攻勢になっておりますけれども、そういったようなことも含めて、付加価値の高い農産物を作付けなさるということを奨励し、なおかつ、その販路についても、もしかしたら行政が、これは言ってみれば古い話ですが、宮崎県の知事に某お笑い芸人がなったときに、本当に商品にまで自分で名前をネーミングしたりしながら、東京に足繁く通って、トップセールスをして、マンゴーにしろ、金柑にしろ、とんでもない有名な作物になった

ということがございますが、本当に知事、あるいは市長といった首長さんがトップセールスをしているというのは日本ではありきたりの話になりつつあります。そういった意味で、私が考えておりますのは、これはまず販路拡大についてという意味で、行政がいかほどお手伝いをできるかといったようなことまで踏み込んだ考え方はできないのかと。準備したぞ、あとは好きにやれということではなくて、もう一步踏み込んだお手伝いができないのかということを質問させていただきたいと思います。

続きまして、大綱2番、これは商工観光課の方にお伺いするような形になったかと思いますが、中心市街地の再開発についてということでございます。

これはご承知のとおり、忘れもしないので、桜井恒さんという方が市長選に出るぞということを表明されたときに、自分は美唄で生まれ育った人間であって、今は外にいても、年に2回、3回と帰省するときに、美唄のまち並みを見る度に、ちょっと単語何だったかあまり覚えていませんが、とにかくどんどん荒廃していく姿に衝撃を受けたというのが、俺が市長になって、という大きなモチベーションになっているということをおっしゃられたのを活字で拝見した記憶が強く残っております。それはもうそのとおりなのだろうと思います。駅が立派になって西口に降りた人、美唄の住民、あるいは観光にこられた方含めて、降りたらびっくりするのだろうと思います。駅前がこれほど荒廃している市町村は12号線沿線、それから先の稚内まで通じる40号、旭川から美深の果て、あるいは音

威子府に行くまでで、中心市街地がこれほど更地ばかりになっているまちはありません。これは市民の利便性ということも含め、あるいは12号線を、1日に数万台走る高速道路が順調に流れるようになってから、流通量、交通量が減ったと言われていますが、そこを走る自動車、上下線ともに、これらの需要さえも取りこぼしているということを考えると、本当にこれは市民のある種プライド、それから美唄市がまちのためにいろいろ行おうとする施策、それぞれ全て、それを阻害する要因になっていると私は考えております。まず市民がプライドとして持てないこと。昨日、松山議員も中心市街地については、ご質問をなされておりましたし、江川議員が触れられた富良野線ですね、これも間もなく開通、来年にはと言われております。先般、現地視察をさせていただきました。そこで私が驚いたこともあったわけですが、いずれにしても、高速道路を降りて、バスなり自家用車なりが右にウィンカーを上げられてしまって、富良野線を使うということになれば、12号線沿いのいわゆる美唄の中心地区というのは、まさにスルーパスされる地域になります。これは、高速道路降りたら美唄のここは見えていかなきゃ、寄って行かなきゃ、かつて大滝村は1億円のトイレがあるということで、道の駅は人を集めましたといったようなことも含めて、やはり中心市街地のほうに誘引する何がしか、これをむしろ、今そうやって本当に更地化してしまった西口、西側については、むしろ好機と捉えて、やはり美唄といえこれ、みたいな、それでいて尚且つ市民の日常生活に極めて大きな効用をもたらす施設、あるいは仕

組み、これを作る土俵にするべきだと。しかもそれは今さら、これから考えてまいりましたとか、先進地の本当に前回の定例会の一般質問での答弁、それから昨日の答弁、最も多く出てくる言葉は、先進地の事例を調査研究して、参考にして、皆さんの意見を拝聴するという、結果はいつ出るのだというご答弁がとて多く感じますけれども、もう早速にでも、ごめんなさい、これを言ってしまうと、再質問で私が申し上げることがなくなるので、それは次にいたしますが、とにかく、いつまで現在の状況でほっとくのか。人口が減っていくということは、この広い行政面積に点在する市民の居住環境を含めて、もっとコンパクト化せざるを得ない。これは行政の効率化ということも含めて、それらを考えれば派生しますけれども、いわゆる美工跡地に市営住宅を作るのだということも私に言わせると、10年、15年先には、あそこも中心からは遠隔地になります。買物難民が住むことになります。これらを考えて、あそこを道から譲り受けたときのお約束があるように聞いておりますけれども、むしろそのまま返してしまったほうがいいのではないかと思うぐらい、もう少しコンパクトシティならざるを得ないということを前提にもの考えるべきだと考えますが、いつまで今の状況のままで放置するのかということが、2点目でございます。

3番目、これは教育長にお伺いすることでございます。教育行政についてでございます。

これは学校給食に対する取組ということ、皆様にあえて申し上げておきますが、私は、美唄市並びに空知管内の10自治体に学校給食のパンやご飯を供給させていただいております。

す。ですから、お前、自分の商売に利するための質問かという、あえて申し上げれば、うがった見方は是非、今回はなさらないでいただきたい。これはあくまでも子ども視点に立った、現状の給食が抱える闇、我々業界人しか分からない闇、これを一部明らかにすることによって、子ども達視線に立った、本当に子ども達のための学校給食、当市は、令和4年から給食費を無償化していただいておりますが、実は、これは前市長が選挙にお立ちになるときに、公約に上げようとしたことを私が止めたもの、意味がないということで止めたものでございます。例えば、1食当たり300円の給食費を集めて、学校給食事業が運営されているとすれば、それを公費で賄ったとしても、子ども達の目の前に出てくる給食そのものは300円の予算の範囲なのです。思いもかけず、この1年半ほど前から起こった地域紛争によって、あらゆるものの価格が暴騰し、食材が暴騰する中で、300円という限られた予算の中で、実は学校給食には学校給食法という縛りがあります。その中にさらに栄養摂取基準というのがございまして、各栄養素、最低限これだけは摂取させなさいよと、お昼の1食で、という決まりがございます。これを満たすために、それぞれの食材が、どんどん値段が、単価が上がっていく中で、美唄市の栄養教諭さんは本当に苦労しているのですよ、足りないのです。それでも何とか基準を満たしながら、子どもにできるだけ喜んでもらおうと、最前線は大変な苦労をいたしております。そんな中でコロナ対策として、地方創生臨時交付金というのが何期にわたって出ましたけれど、その交付金の使途について、全国

の自治体に向けて、食材の高騰を受けた学校給食食材費への補充に充てていいですよというペーパーが出ているはずなのです。それに機敏に対応してくれたのは砂川市だけです。美唄市は、ぴくりとも動いていません。今、学校給食費無償化の内訳、財政的な内容を伺うわけですが、そこで明らかになると思いますけれども、その辺のことが多分出てくると思われますが、結局言ってみれば、ほったらかし状況です。それで申し訳ありませんが、本当に給食センター担当者、栄養士さんに申し訳ないのですが、子ども達の目の前に出ているお昼の給食、これは是非、お子さんいる、いないに関わらず、ご覧になっていただきたいと思いますが、量的にも極めて少ない。あるいは内容的にも、必ずしも食欲が湧くようなものでもない。私はもっとすごい言い方を本来的にはしているのですが、今日はいろいろ縛りがあるのでできませんが、それで結果として、食べ残しがものすごく多いのです。これは現場の従事者として申し上げますが、食べ残しがものすごく多い。ただし全国的に学校給食というのは栄養摂取基準を満たしているよ、というエビデンスのために全て全国で完食されているというのが前提なのです。完食して初めて最低限の栄養基準を満たされるということになるわけですから、どこも完食されていて、残渣はないというのが前提です。したがって、これだけフードロスが世界的に叫ばれている中、恵方巻がこんなに求められもせず、いわゆる産業廃棄物として投棄されているという映像なんか毎年見るわけですが、学校給食の残渣は、あれを凌ぐほどのものが毎日残渣として捨てられてい

るという現実があります。そこらを改善するという意味合いも含めて、子ども達の目の前に出るものが変わらなければ、幾ら出し手が親から自治体が変わっても、ほぼほぼ無償化するのは、これは貧困対策以外の何物でもなくて、本来食する子ども達、子育てのためにとか、子どもの健全な育成のため、生育のためという視点が全く盛られていないのだということ、少なくとも美唄市においては早く気づいていただいて、次の手を打っていただきたいのだということをおっしゃるわけですね。その意味で、私は前市長が立起されるときに、給食費の無償化というのは、今申し上げたような理由で何も子ども達にとってのメリットはないのです。給食費未納の保護者の子どもでも給食当たらないわけではないですからね。この辺は平等がきちっと行き渡っていて、きちっと処置をされています。そういった意味から、給食費無償化を貧困対策として捉えるうちは子ども達にとって何もメリットがないということをよくご理解いただきたいと思えます。そこで、今年は統一地方選挙の年であったということもあり、あるいは時々時期がずれて、美唄も時期ずれてはいますが、あちこちで行われる各自治体の選挙、地方議員並びに首長さんの選挙、去年も例えば、帯広市の米沢市長の選挙がありましたけれど、対抗馬で出られた方は、やはり給食費無償というのは公約に掲げられて、要はブームです。ただし私が申し上げているところまで理解しているとは到底思えなくて、これはある種、選挙で、いわゆる義務教育の子ども達を持つ保護者の票を買うような行為です。そうしか思えません。内実は申し上げたように何も

伴っていないわけですから。ですけど、道内にはもう30市町村に及ぶぐらい無償化が進んでいます。とりわけ、ふるさと納税等々で、財政的に余裕がたっぷりある自治体はいち早く取り入れています。これは、やはり国会なんかでも、野党さんが追及されるのは、義務教育のレベルで財政力が豊かな自治体と、なかなか窮屈な自治体とで差が出るのはおかしいのではないかという指摘はかねてからなされていまして、そこを考慮、あるいは忖度してかもしれませんが、今年の2月に自民党の茂木幹事長が今回の役員改選でも留任のようですが、全国一斉に給食費、食材費の国費投入ということを記者発表しております。これはいろいろ、どさくさに紛れて、何かささやきになっているような気配もあるのですが、我々業界はもうそうなるものとして、国会を中心にいろいろ動きを強めておるところでございます。何故かという、全国で保護者から集める給食費がなくなるわけです。全国で美唄市と同じ状況が生まれる、ただし申し上げたような問題点はそのまま残るのです。子ども達の目の前に出るものは何も変わらない。まだまだいろいろ問題点があって、今回7,000億とか言われる、その所管は文科省ということになってございます。教育委員会にご質問しても国から正式な通知や、これが決まったという案内がないので、軽々にそんな話には乗れないという質問を申し上げてもご返答ではございますが、しかし現実には、私、実はその業界の北海道の組合の理事長らと47都道府県から組合の代表が集まっている全国組織で副会長をやっております。それで、学校給食担当と政治担当ということになっておりま

す。したがいまして、幾ばくかの角度の高い情報と思っていただいてよろしいかと思いますが、全国で国費を入れるのだということの中で、美唄市は、先ほど私が申し上げた、実は子ども達にとっては何のメリットもないのだよというのを克服する意味で、私は今回、3番目の質問にあるようなポジティブな還元策策定のチャンスと捉えているかということに話を帰結させたわけですが、要するに無償化ということが、令和6年は多分無理で、文科省は全国の自治体に対し、あるいは無償化を進めている先進自治体に対して、一体どう進めているのか、どういう問題があるのかという今アンケート調査を行う、あるいは行っているところです。恐らく令和6年のスタートと思っていましたが無理、令和7年からになるだろうと今言われておりますが、これをどのように対応なさるか。それこそ、いやまだ正式に来てないから何も考えていせんと言われれば一発で終わりですが、何かお考えであれば、そこを伺いたいということ。

さらに、もしこれが実現するとすれば、何かそれを利用して子ども達に還元するような施策は頭の隅っこにでもおありかというのが私の質問でございます。

同じく、3番目の二つ目なのですが、学力の維持・向上についてということで、ご質問をさせていただきますが、私、子ども3人いまして、2番目から3番目の子どもの間に6年時間がありまして、実は東小学校のPTAの役員をものすごく長くやったのです。PTA会長も5年ぐらいやらせていただいて、そのとき東小学校の卒業式というのに必ず出て、隣で校長先生が一人一人に卒業証書を授与する。私は、

隣でアルバムを授与するという役目を長らくやらせていただきました。その授与の状況をつぶさに拝見するにつれて、ずっと疑問だったのは、卒業証書というのは、6年間の課程を全て終了したことを証すると書いてあって、校長先生の職名・名前が書いてあって、その職の朱印がべっとり押してある。6年間の過程を全て終了したことを責任持って認めるよという証書なのです。ところが当時の、今は違うと思いますが、東小学校はそこから4月に入って、恐らく1か月もしないうちに、隣の学校から九九もできない子がこれだけ来ているとか、漢字読めないじゃないかとかという話は、現実にもっとちゃんとやってくれという話が現実に来るのです。本当に、言わば、ところてん式の言葉悪いですが、こんなことではと、ずっと思っていました。それで、尚且つ直近、いわゆる行政が主導する学習塾を行っているところ、北海道にも夕張市をはじめ、ございます。それに問題もあるとは思いますが、しかし、いわゆる全国学力テスト、年に一回行われる、これの総合振興局別の平均点等々を見ましても、空知は必ずしも高くない。市内においても、中央と東では差があったりとか、また全道、全国レベルと比較すると、必ずしも高くない。これは子ども達にとって、はっきり言って不幸なことです。中学までは自動的にいきますが、高校受験、昨日、尚栄高校の受験者とか地元から行く人とかっていう比率のご質問を齋藤議員がされておりました。大変重要なことなのですが、高校選択のときも、他所の地域で小中学校を過ごした子ども達と1点差で凌ぎを削るんです。さらに言うと、高校から大学に行くときは、もう全国

の同じ歳子ども達と本当に将来がかかった戦いを1点差でするわけです。そういう意味からすると、小中学校でどの程度基礎学力をしっかりと身につけているのかということが、どれほど大事なことなのか。子ども一人一人の人生に対する責任を持っているのだぞと。そこまでの自覚があまりに毎日、毎年同じことの繰り返しの中で、その認識が希薄になっているのではないかという危機感を強く覚えます。その意味で、美唄市にもいわゆる民間の学習塾ございます。夜9時過ぎになると迎えに来た保護者の車列ができます。やはり保護者には心配があります。ただ一方で、最近、親を平気で刃物で刺してしまうとか、おじいちゃん、おばあちゃんを絞めてしまうとか、あるいは強盗に入って捕まえて、仮面を外してみたら高校生だったとか、いやいや、失礼ながら本当に私がその年恰好のときには考えられないような事態が日本の国では起こっているのです。この年恰好を遡ってみると、どうでしょうか。やはり、ゆとり教育、そこに直結させるのはもう完全に間違いですよ、間違いですけど、一つの要因として、その時期と、たまたまその人たちが育った時期が符合することも、これ一方で事実であります。ゆとり教育が良い悪いではなくて、やはり子ども達がどこで不登校になったり、あるいは学習に対する興味を失ったりするのかと。やはり先生の授業のペースが早過ぎたり、要するに毎日毎日、義務教育の子ども達は1日の8時間とか9時間を学校で過ごします。その時間が理解できて、毎日、明日は何を習うのだろうと楽しみに明日を迎える子ども達はそう多くない。むしろ今回も全然分からない。40分な

り45分の1時限が長くてしょうがない。この子ども達を、どこでつまずきが起こったのかというところに遡って、助けてやる。これは冒頭申し上げた、公教育の責任として、国の出先の自治体として、絶対に必要なことです。いかに税金を投じようと、いかに費用が掛かろうと、誰が教えるのだという問題があろうと、場所確保ができませんとか、そんなようなささいな問題で、これをネグレクトすることはできません。必ず、一刻も早くやらなければいけないことと考えています。さらにプラスすることとすれば、子ども達と一緒に、同じ子ども達がつまづいた部分を、親も一緒に学ぶのだという機会を作ってやりたい。そうすると、家庭学習の中で親が幾らかでも手伝ってやれる。そんなプラスアルファを加えたプランを持って、支援の学習塾ができないものかと。これはできないものかではなくて、やらなければいけない。桜井市長が強調される優先順位という意味では、本当にトップ5に入ってもおかしくない重大な課題。桜井市長も選挙のときにずっと小さなお子さんを連れて運動なされていましたが、本当に身に染みてお分かりいただける、これは桜井市長のお子さん達がということではなくて、通わせる学校の状況を見て、これは実感されることなのだろうと思うところです。そういった視点から従いまして、昨日の齋藤議員の切り口は多少違いますけれども、学習塾、齋藤議員の切り口、その視点も併せて、是非、早急に実現していただきたいと思うわけですが、それに対するお考えをお伺いしたいと思います。

●市長桜井恒君(登壇) 今後の農業政策についてであります、本市の基盤整備の進捗状

況につきましては、平成24年度に着工された国営農地再編整備事業美唄茶志内地区が令和4年度末までに1,212ヘクタールを施工し、面積ベースの進捗率としましては90.3%、平成25年度に着工された美唄地区が1,175ヘクタールを施工し、面積ベースの進捗率としては69.9%となっており、美唄茶志内地区につきましては、令和5年度に、美唄地区につきましては、令和6年度に面工事が完了する予定となっております。また、道営農地整備事業につきましては、現在実施中の北美唄地区をはじめとする10地区で、令和4年度末までに約840ヘクタールの施工を終え、面積ベースの進捗率としては76.1%となっております。

次に、大規模基盤整備事業実施に伴うスマート農業の進捗状況と今後の進め方についてであります、現在は、農家人口の減少による労働力不足の課題を抱える中、ICTを活用した農業が市内一円に広がりを見せているところでありますが、本市におけるスマート農業技術の利用率は3割程度であり、市内全体への普及が課題となっております。これまで、農業者や農業関係機関、企業などと連携し、美唄市ICT農業推進協議会が主体となり実証事業などを行ってきたほか、農林水産省のスマート農業担当部署へ職員を派遣し、国との連携を図るとともに、機器の導入補助などを通じて本市のスマート農業の普及を進めているところであります。これからは、さらに本市農業に適合し、市内の全ての農業者が活用できる、用途に応じたスマート農業技術の導入や普及が急がれます。そのため、岩見沢市などの先進事例を参考にしながら、スマート農業を進めるためのIT教育提供などのサ

ポートに加え、本市の農業に適した先進的農業技術へのチャレンジを後押しできるような場を産学官の連携により創出し、全国の自治体のモデルになる農業地域を目指してまいります。

次に、基盤整備実施ほ場で生産された農作物の販路拡大についてであります。大区画化されたほ場では、米、小麦、大豆などの土地利用型作物が作付けされているほか、畑作物の品質や収穫量の向上が期待できる、なたねなどが生産されております。こうした中、本市では、主に転作として約2,000ヘクタールの小麦を作付けし、約1万トンを収穫しておりますが、転作での作付けとなっておりますため、収穫量は、道東の小麦に比べてやや劣る傾向にあります。国は、国消国産や食料自給率向上を目指す中で、小麦や大豆の生産にも注力しております。また、外国産小麦の高騰などもあり、国産小麦に切り替える食品加工施設もあると伺っております。今後につきましては、美唄産小麦などを高品質・高収量で生産できる体制を整えるため、産学官での連携を視野に協議・検討するほか、美唄産農産物を様々な市場や民間企業等へ販路開拓を行う生産組合などに対する支援を検討してまいります。

次に、美唄市中心市街地再開発に係る市の取組状況についてであります。民間活力による中心市街地の再開発につきましては、地元の事業者自ら再開発に取り組むことは、大変意義のあることと考えており、そういった民間活力の機運を醸成するためにも、国の支援策を分かりやすく情報発信することが重要であると考えます。また、国などの支援策に

つきましては、商店街組織や民間事業者が補助対象者となりますことから、こうした事業を活用するためにも情報共有が必要であり、地元事業者の意向が基本となってくるところであります。そのため、令和4年度におきましては、専門的な知識を有するアドバイザーを活用し、関係団体等との情報共有を図りながら、民間活力の掘り起こしや国の支援制度の有効活用などを促進したほか、本年度におきましては「中心市街地再生構想策定委員会」を設置し、地元商業者などの意向を把握するとともに、より分かりやすい情報発信や、民間活力の支援に努めてまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) はじめに、給食費の無償化に係る費用についてであります。令和4年度における材料費の決算額は7,377万1,534円で、財源の内訳につきましては、特定財源として青少年育成基金からの繰入金が180万9,042円で、教職員等からの学校給食費収入が2,202万5,606円となっており、残りの4,993万6,886円は、一般財源となっております。

次に、全国一斉給食費無償化についてであります。本年6月に、こども家庭庁で公表した、「こども未来戦略方針(案)」の中では、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題調査のほか、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに実施し、1年以内にその結果を公表するとともに、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとされております。本市におきましては、既に、学校給食費の無償化を実施しているところであり、国からの財源措置の詳細が示されていないことから、引き続き、国の動向を

注視してまいりたいと考えております。

次に、子ども達へのさらなる還元策についてであります。本市では、今年度から、学校給食の内容を充実するため、児童生徒等の意見及び要望を献立に反映しており、国からの財源措置があった場合につきましては、さらなる学校給食の質の向上につながるものと考えておりますが、市長部局とも有効な活用について、十分協議してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本市の特色ある、質の高い学校給食を提供できるよう、努めてまいります。

次に、市営学習塾の開設についてであります。子ども達が「学校でわからなかったところを聞くことができる」「学び直しをする」「学びを深める」といった場は大変重要であり、基礎・基本の学力が十分に身に付いていない子どもにとっては、大変有効な場であることから、各学校では、通常授業による授業改善の取組とともに、学校支援地域本部事業などによるボランティアの協力を得ながら、放課後学習等にも取り組んでいるところであります。しかし、学校の教育活動内という限られた時間の中では、十分な対応ができないこともあることから、家庭においては、必要に応じて各種の習い事や学習塾等に通わせている実態もあると承知しているところであります。このため、市が学習塾を開設することは、誰もが学べる体制を構築することであり、子ども達の学力の定着に向けた一つの方策であると考えておりますが、開設には、ニーズの把握はもちろんのこと、財源や会場、指導者の確保、対象学年などについて、今後、先進地域の事例を収集しながら、

本市における取組の在り方について、検討してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 この際、私から申し上げたいことがございます。

質問の要旨を、もう少しまとめていただき、簡潔なご質問にさせていただくよう、努めていただくようお願いを申し上げます。

●2番伊原潤司議員 はい、ご助言ありがとうございます。従うようにいたします。お時間もいただいておりますので、簡単に再質問をさせていただきます。

農業行政について、今後の大規模基盤整備の使い方ということでございますが、先ほどお話ししたことに関連して、実は明日の自民党の役員改選で総務会長に横滑りするような話が報道されている、大物の農水大臣経験者でございますが、この方と今年の3月、5月、6月と3回、委員会で面談する機会があったときに、美唄にはこんなに大規模基盤整備が進んだところがあるのだというお話をさせていただいた中で、実は、そのときにはもう7月にも総選挙があるという前提でしたので、選挙さえ終われば、国会議員も年末まで意外と暇なので、是非、その基盤整備のできたところで、何をどうなのかといったようなことを、議員団を組んで、農水の役人を付けて派遣しようかというご提案をいただいて、是非お願いしたいというお話をできて、それが7月、6月の終わりでございまして、選挙が延び延びになっていることもあり、どさくさに紛れておりますので、その話の現実については、いささか不明な部分も出てきておりますけれど、いずれにしましても、そういった形のものが派遣されるような形になれば、これを美唄市

は受け入れるだけの度量があるのかということが1点、再質問させていただきます。

それと中心市街地につきましても、ただいまの答弁で昨日も似たような答弁をいただいていますので、そのとおりかと存じますけれども、いずれにしましても、ここから考えるとかいっているような時間的な余裕はなくて、荒廃は日々進むのみ、駅前の喫茶店も15日で閉店するというようなことが、また出ておりますし、とにかく、コンパクトシティ化ということを念頭に置いて、役所の中にいわゆる駅西口再開発推進室とか、これは次の給食のことについてもそうなのですが、国からの正式な連絡がないからというお話でございしますが、市長は選挙で、公約を挙げられて、1番が市民一人一人に1万円という公約で当選されたと同時に、役所の中に実行するための推進室を設置されました。財源もまだ定かではなく、その議案が議会で承認を得られるのかということも未定の中で進められた。結果として、そのようになって良かったわけですが、同じように、例えば給食、国費がもう令和7年には多分、ほぼ9分9厘実行されますので、それを見越して、もう既に準備を始めていただき、美唄市は無償化を既に進んでいるということで、一歩先に出ているわけですから、そういったような形ができないのかと。他の地域の状況を見てどうかではなくて、1番になりましょう。全国から給食関係者が視察に来たり、あるいはマスコミの取材があったり、しょっちゅうテレビや新聞に出るというようなことで、市民が友人と会ったら、そんな話題を振られたといったようなことが起こる、そういったことをある意味、2次的、3次的、

おまけみたいな話かもしれませんが、そういったことも考えながらいくことで、市民が市に対する誇り、プライドを醸成する一助になるのではないかと思います。中心市街地再開発につきましても、役所内にもしっかりとしたセクションを設けて、そこで専任の方に動いていただき始めるということが本気度を示すことになりますし、どちみち放置はできないわけですから、そろそろいかがですかということをご提案申し上げたいと思いますし、お答えいただきたい。

教育行政につきましても、塾につきましても先ほど申し上げましたとおり、本当に1分1秒、早ければ早いほどいいということだと考えておりますので、是非ご対処、ご善処、早急をお願いをしたいというお願いを持って質問に変えます。

●議長谷村知重君 確認させさせていただきます。

項目二つ目の中心市街地の関係で、駅西口の再開発についての対策室といいますか、推進室を設けるべきというような質問があったかと思いますが、それと並んで、教育行政の中の給食の無償化、これに向けても同じような室を設けたらどうだというようなこともおっしゃられていたと思うんですが、教育長にも質問されたということで理解してよろしいのか、この辺ちょっと確認させていただきたい。

(伊原議員うなずく)

そのようなことで進めさせていただきたいと思います。

●市長桜井恒君 今後の農業政策についてありますが、国会議員団の視察対応についま

しては、水田転作により小麦の作付けは始まっており、この中で、経営所得安定対策として外国産小麦との価格差を解消する対策や作付けを増やす対策、さらに地域で推進する作物などへの支援により、小麦の生産は成り立っております。このため、施設及び事業を実施することで小麦が経営所得安定対策の対象外になることがないよう、把握する必要があるほか、農業所得が維持できるかについても検討が必要であることから、農業者や農協のほか、空知農業改良普及センターなど関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、中心市街地に係る市の取組状況についてであります。美唄駅の西側に、令和2年にオープンした「ホテルビジコー」につきましては、地域経済循環創造事業交付金により、国と市の補助金を活用して建設されたものであり、このような民間事業者が行う事業に対しまして、市としても積極的に支援してきたところであります。中心市街地におきましては、今後も人口減少や少子高齢化などに起因した後継者不足や空き店舗の増加などが懸念されますことから、本年度設置を予定しております、「中心市街地再生構想策定委員会」におきまして、地元事業者との合意形成を行い、そうした取組を推進する体制・組織づくりについて、庁内協議を行いながら検討してまいります。

●教育長石塚信彦君 学校給食の献立内容の充実についてであります。今年度につきましては、物価高騰及び学校給食の充実に対応するため、学校給食費、1食当たりの単価に50円上乗せして学校給食を提供しているところ

であり、次年度におきましても、さらなる質の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど話に出ていました推進室につきましては、市長部局と十分協議してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

10番森明人議員。

●10番森明人議員 令和5年第3回定例会において、大綱1点、教育行政について、部活動地域移行について、教育長にお伺いいたします。

文部科学省は、2020年9月に学校の働き方改革を踏まえた、部活動改革についての書面において、2023年度から公立中学校での休日の部活動の地域移行をスタートすることを発表し、2022年12月にスポーツ庁と文化庁が発表した、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの中で、2023年、2025年度の3年間を改革推進期間とすることを決めました。地域によっては、3年で実現することが難しい場合があるため、地域の実情に応じて、可能な限り早期で実現する方針を示したところであります。また、2023年に先駆けて、2021年度から全国各地の拠点校地域において、実践研究を行っており、研究結果を普及させることで、休日の地域部活動を全国展開につなげる働きが始まってきているところであります。部活動を地域移行とする主な目的と背景に、顧問を務める教員の負担の軽減と、部員数が減少した部活動を継続させることです。少子化の影響で、1986年度以降、公立中学校の生徒数が右肩下がりに減少しております。生徒数が減少すると、特に野球やサッカーなどの団体競技では人数が集まらず、チーム編成が難しく、部活動を

継続できない状況もあります。部活動を地域移行することで、活動の減少に歯止めをかけることが可能となります。また、放課後や土日に部活動の指導に当たる教員の負担が大きく、近年は、教員の長時間労働が社会問題となっていることもあり、教員の働き方改革を推進しようとする働きも背景となっております。そこで、部活動の地域移行によるメリットではありますが、生徒側は専門的な知識や技術を持ったコーチやトレーナーなどから指導を受けられる。それまでの学校の部活動にない競技を選択できる。人数の枠にとらわれなくなることから、参加できる大会が増えることとなります。また、他の学校の生徒とも交流できるので、人間関係を広げられます。教員側が放課後や休日の部活動指導がなくなることで、時間的な余裕ができて、授業準備やその他の業務に充てられるようになります。結果的に残業も少なくなってきました。週末は休息をとることもできるようになり、プライベートを充実させられます。また、経験のない競技を顧問として担当するケースも問題視されていますが、地域移行が進めば、精神的な負担やストレスも軽減されてきます。また、部活動の地域移行によるデメリットや課題ではありますが、部活動を地域移行することで、指導者への指導料や会費、施設利用料などが必要となってきます。自治体の財政が厳しい場合、費用は保護者が負担しなければなりません。また、活動が遠方で行われる場合は、送迎が必要になることがあり、学校の部活動では必要のなかった送迎費用を用意しなければなりません。結果的に、学校で行われる部活動と比べて、保護者の負

担が大きくなってきます。

以上を踏まえ、教育長に質問いたしますが、部活動は、これまで通っている学校の中でのみ、活動することが一般的でありました。しかし、少子化や教員の長時間勤務などの要因により、部活動の地域移行が国により推進されております。部活動の地域移行は、今後、取組が全国的に進んでまいります。教育長の考えをお伺いいたします。

●教育長石塚信彦君(登壇) 部活動の地域移行についてであります。学校での活動はスポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われてきたところであります。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の醸成に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきたところであるとと考えております。しかしながら、少子化が進む中で、学校部活動を従前と同様の体制での運営のほか、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続は厳しい状況になってきております。このため、本市の部活動の地域移行に向けては、指導者を確保する仕組みの構築をはじめ、活動場所の確保や費用負担の在り方などについて、教員や関係団体等と協議を行い、課題を整理するとともに、現在、先進的に取り組んでいる市町の取組を参考としながら、体制の構築を図り、生徒が安心して、部活動に取り組むことができるよう、

検討してまいりたいと考えております。

●10番森明人議員 地域移行後の会場の確保についてであります。美唄市の公共施設は定休日があり、学校外の地域施設への部活動を行行するには、受皿となる施設が不足と考えられます。会場の確保について、教育長の考えをお伺いいたします。

次に、これまで基本的に学校内で行われてきた部活動の施設使用料は無償でありましたが、部活動の地域移行が進むことで、活動場所の使用料などが発生し、それらの費用は保護者が負担となります。使用料の無償化や減免について、教育長の考えを再度、お伺いいたします。

●教育長石塚信彦君 地域移行後の会場の確保と使用料の減免についてであります。はじめに、各種行事等で使用に制限がある学校の体育館のみでは活動に限りがあること、また、屋外スポーツの冬季間の活動場所が不足することから、既存の体育施設の開館日を増やすため、休館日の廃止などを検討してまいります。

次に、施設使用料につきましては、学校の教育活動に使用する場合は免除しておりますが、地域移行した場合は、学校の教育活動ではなくなることから、減免について市長部局と協議しながら検討してまいります。

いずれにいたしましても、子ども達の健康体力づくりのため、NPO法人美唄市スポーツ協会など各団体のご意見を伺い、指定管理者とも連携しながら、活動場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員 令和5年度第3回定例会において、大綱3点、市長並びに教育長にお伺いいたします。

まず大綱1点目、市長公約について、市長にお伺いいたします。

市長は、選挙公報でアルテピアッツァ美唄の年々増加します管理運営費を見直すとされておりましたが、令和5年度予算書の管理運営費6,182万円の内訳については、指定管理費2,806万円や、国からの財政措置が見込める採用予定の2人の地域おこし協力隊員の経費が1,000万円、その他には隣接地購入費予定の予算4,988万円を含みますが、対象物件は無償譲渡されておりますので、不用額となったと聞いております。さらに市長は、現在進めているアルテピアッツァ美唄の改修工事費の見直しをされたとも聞いております。私は、アルテピアッツァ美唄は、現在の美唄市にとっては無くてはならない文化と観光の重要な施設であると考えております。アルテピアッツァは観光の各種口コミサイトでも高い評価を得ており、大変人気の高い文化施設であり、さらには、アルテピアッツァ美唄の旧栄小学校は日本遺産「炭鉄港」の構成文化財としても認定され、美唄市が維持管理を行う義務を担っております。さらには、旧栄小学校の校舎は普段から市内外の写真家やアーティストの展示場として利用されており、アルテピアッツァに問い合わせたところでは、令和4年度のギャラリーの利用回数は20件あり、利用延べ日数は243日であったと聞いております。さらに、旧体育館のアートスペースはコンサートや講演会、シンポジウムなどの利用が令和4年度には28件、令和5年度には現在のところ予

定も含めて20件となっております。利用者の感想は、自然と空間とアートが一体化した素晴らしい空間であるとの高い評価が寄せられております。音楽イベントなどは市外からの観客も多く、関係人口や交流人口の増加にも寄与しております。さらに、アルテピアッツァ美唄の来場者数を確認したところでは、令和4年度が2万2,827人であり、令和5年度が4月から8月までで1万5,831人であります。前年同月比で114%となり来場者が増えているとのことであります。アルテピアッツァ美唄は、2016年4月に登録博物館として登録された施設でもあり、美唄市にとっては貴重な財産であります。空知管内で登録博物館に認定されている施設は、三笠市立博物館と美唄市の安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の二つだけあります。来年7月には、道道美唄富良野線が開通する予定であり、この道路の利用が増えることが、美唄にとって様々な経済効果をもたらすものと思いますが、旅行者などに、道道美唄富良野線をより多く利用してもらうためには、道道美唄富良野線を通りたいと思うような要素が必要であり、その施設として、アルテピアッツァ美唄は重要な役割を担っていると考えております。美唄市は、居心地のよい滞在観光を目指して「一般社団法人ステイびばい」を昨年11月に立ち上げましたが、観光資源が乏しい美唄市にとっては、アルテピアッツァ美唄は重要な観光施設であると考えております。

以上を踏まえて、アルテピアッツァ美唄がさらに魅力ある施設となるような施策を推進すべきと思いますが、アルテピアッツァ美唄について、市長はどのようなお考えをお持ち

なのか、お伺いいたします。

大綱2点目、日本語学校の見直しについて、市長にお尋ねいたします。

市長は当選後の北海道新聞のインタビューで「日本語学校の必要性について見直しを検討したい」と発言されておられました。その理由として、外国人労働者雇用の法規制が変わったことを挙げておられましたが、日本語学校とは日本語を母国語としない者を対象として、日本語教育を実施する機関であり、法務省より告示を受けた日本語教育機関であります。入学生には在留資格として留学が認められる制度で、外国人の若者が1年から2年間、日本語を学ぶための学校であって、外国人労働者の法規制度とは別物であります。道内の例を挙げれば、東川町が有名であります。中標津町でも、令和3年4月に日本語学校がオープンし、また、紋別市でも市長が先頭となって、日本語学校の開設に向けた検討を進めております。人口が減少する中で、美唄市に日本語学校を開設することにより、日本語学校の生徒や教員など、多くの生徒や学校関係者が美唄に溶け込んで生活することは、美唄市にとってはまちが活気づき、多大な経済効果を期待できる事業でもあります。これまでは商工会議所でも、美唄市活性化のための日本語学校誘致について、市に要望を重ねてきた結果として、市は、令和5年度予算に日本語学校誘致のための調査事業費を計上いたしました。そして、調査を開始したところがあります。今の美唄市の中心街を見ましたときに、人影がない、若者の姿が見えない、活気がないと、ないないづくしの状況ですが、これからの美唄市は、さらに衰退が加速する

ことになることは明白でありますので、このような観点から、日本語学校誘致について、市長のお考えを改めてお伺いいたします。

続きまして、大綱3点目、教育行政について、教育長にお伺いいたします。

先月30日のテレビ報道で、苫小牧市は、市内の小中学校37校の普通教室600室に、今年のような暑さでは、無いよりは良いとして、移動式の冷風機、スポットクーラーを導入する費用3,100万の補正予算を発表いたしました。これは新聞、テレビの報道で知ったところでございます。また、最近の新聞報道でも、空知管内の小中学校の冷房設備を導入する状況の記事がありましたが、空知管内で全学級に冷房設備を導入している割合は4割に上るとありました。私は、令和3年の12月と、それから本年3月の一般質問で、近年の猛暑対策として、小中学校の冷房設備の導入をしてほしいとの質問を行っております。市の答弁は、今後におきましても、情報収集を進めながら、関係する部署と協議・検討してまいりますとありましたが、協議・検討はされたのか。今年の夏のような猛暑が続く状況では、協議・検討する段階ではなく、設置に向けた協議がなされていなければならない段階であると考えております。また、市は答弁の中で、設置費用については、小中学校の普通教室、特別教室などに1台ずつエアコンを設置することで試算したところ、1校当たり7,200万円の見積額となるという回答されておられました。そこで私は提案として、冷房設備を集中冷房ではなく、各教室に室外機式床置き冷房機であれば、1台工事費込みでも60万円程度で設置できるのではないかと。市内の小中学校のクラ

ス数が51クラスであり、総額3,000万円程度で子ども達の快適な学習環境が得られるという質問をし、さらには、文部科学省の環境改善交付金の補助を受ければ、さらに安価な予算で冷房設備の導入ができると質問しておりました。実際のところ、一昨年から恵風園・恵祥園や、市内小中学校に冷房機を寄贈された方の話では、工事費を含めて1台60万円程度であったと聞いております。来年の夏に稼働させるためには、今年度中に補正予算を計上して、工事を進めなければ、来年の夏に冷房機器を稼働させることは難しくなると思います。最近、市内小中学校4校のPTA会長名で、市内小中学校の各教室へのエアコン設置を求める署名運動もありました。もし、子ども達に1人でも犠牲が出てからでは遅いのであります。是非、冷房設備の設置に向けたご検討いただきたいと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の今後の在り方についてであります。アルテピアッツァ美唄は、博物館法に基づく美術館として登録された施設であり、本市の社会教育施設として、芸術文化の振興及び市民の学習、創作活動等に寄与するとともに、芸術文化活動への参画を通じた様々な出会いと交流の機会を提供し、本市における文化の創造とまちのにぎわいを創出する施設であります。また、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財の一つとして、国内はもとより海外にもアルテピアッツァ美唄の価値が広く認められてきたところであり、本市における交流人口や関係人口の創出にも大きく寄与しているものと認識しているところであり

ます。このため、教育委員会との連携のもと、アルテピアッツァ美唄の魅力を発信するとともに、本市の芸術・文化・癒しの空間、そして、貴重な観光資源として、市民の皆様をはじめ、多くの方々に末永く親しまれる施設となるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、日本語学校誘致の見直しについてありますが、令和4年度に実施した美唄市労働基本調査において、23事業者より、外国人を雇用している、又は、今後雇用を予定していると回答をいただいたところであります。また、商工会議所からも、日本語学校誘致の可能性に向けての調査、検討について要望をいただいております。令和5年度予算において、外国人労働者の雇用により、市内事業者の労働力不足を解消する方法について検討するため、日本語学校誘致の検討に伴う調査費を予算計上し、現在、調査業務を進めているところであります。調査の内容につきましては、市内事業者のニーズを把握し、先進自治体の課題や日本語学校誘致に伴う経費と管理運営経費の把握、日本語学校の設置手法等、様々な観点から調査を行っております。今後につきましては、今年度の調査結果をもとに、将来に向けて、持続可能なまちづくりにつながるよう、美唄商工会議所とも連携をしながら、日本語学校の誘致や外国人労働者の雇用に対する様々な方策について総合的に検討してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 小中学校への冷房設備導入についてであります。今年の猛暑に象徴されるような近年の異常気象により、北海道内においても年々暑さが増す中、冷房

設備の導入については、学校などからも強い要望があり、今年度、中央小学校の図書室と集合学習室及び東小学校の図書室とパソコン教室に設置したところであり、各学校においては、冷房設備が設置された特別教室の利用をシフト制にするなど、工夫しながら授業を行っているところであります。児童・生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の確保は喫緊の課題であり、冷房設備の必要性については、感じているところであります。

冷房設備導入のスケジュールにつきましては、児童・生徒、保護者、教職員など、多くの市民の皆さんが早期の設置を望まれていると考えているところであり、今後、他の自治体においては、一斉に冷房設備導入に向けた動きが加速するものと考えております。夏休み明けの授業時間の短縮措置などから、本市においても冷房設備導入に向けた協議を進める必要があると考えておりますが、資材の調達や技能者不足など、様々な影響が生じることも予想されるため、財源の確保や予算提案の時期等を含め、市長部局と十分に協議し、できるだけ早い時期に設置してまいりたいと考えております。

●9番山上他美夫議員 まず、最初になりますが、アルテピアッツァ美唄についてであります。市長は公約に美唄富良野線開通を見込んだ企業誘致、観光拠点整備を謳っておられますので、是非とも安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の魅力をさらに磨き上げ、美唄の知名度がアップするよう望むところであります。アルテピアッツァ美唄については、前向きなご答弁をいただきましたので、安心していたしました。アルテピアッツァ美唄につい

での答弁は結構でございます。

続いて、日本語学校の再質問ですが、これも日本語学校については、今後とも誘致に向けて検討していただけるとのご返事なので、是非、まちの活性化のためにも、日本語学校の開設に向けて、ご努力いただきますよう、お願い申し上げます。これも答弁は結構でございます。

続いて、冷房設備の導入についてであります。万が一にも大切な子ども達に何かが起こってからでは遅いのです。先ほども言いましたが、来年の夏には更なる猛暑が予想されておりますので、小中学校への冷房設備の導入は絶対に必要であります。来年の夏までに冷房設備を導入するためには、来年度の予算組みでは間に合わないのが実情だと思います。次年度、令和6年で予算を組み、令和6年4月以降に工事入札を行い、それから機材を発注するのでは、冷房機材の導入が間に合うのかは疑問なところであり、冷房機材の到着が遅れば、取り付け工事は猛暑の来る前に完了できるのかどうか、素人の私でも推測、危惧するところであります。本年度内に冷房設備を導入する費用については、美唄市は青少年育成基金が3億3,000万円ございます。この子ども達のための基金を有効に活用すべきであると考えております。子ども達のために積立てた基金を是非とも、この機会に活用し、子ども達の快適な教育環境を築いていただきたい。教育長の見解をお伺いいたします。

●教育長石塚信彦君 小中学校への冷房設備導入の財源確保についてであります。児童・生徒、保護者、教職員など、多くの市民の皆さんが、早期の設置を望んでおり、教育

委員会といたしましても、できるだけ早い時期に設置してまいりたいと考えております。このため、様々な基金の活用について検討するほか、国の補助金等の確保に向け、北海道都市教育委員会連絡協議会や北海道都市教育長会を通じて、国へ要望してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員 2023年第3回定例会において、大綱2点について市長、教育長にそれぞれご質問いたします。

質問の前にはなりますけれども、私は、地方公共団体というのは、国の出先機関では必ずしもないと考えております。美唄市においても、職員の皆さんも行政に携わる市長、教育長も美唄市民のために、美唄市独自の施策ができるように、いつも努力を、尽力をされていると考えておりますので、私の質問は美唄市が独自で、出先機関としてではなく、質問に対して答えていただくというなことを前提として質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

大綱1点目、庁舎の管理について、市長に伺います。

近隣の自治体を見ると、庁舎の建替えが、また、建替えの計画が進んでいる状況にあります。本市においても、庁舎の建替えも以前から議論には上がってきておりましたが、病院の建設、新病院が優先ということで、本格的な議論というのは、なかなか進んでこなかったのが現状です。これまでの議会での議論等でも、将来的な建替えの必要性、また庁舎というのは、災害時、防災拠点の中核を担う

施設であるにも関わらず、今、耐震基準を満たしていないという点から、建替えの必要性というのは明らかと考えています。

(激しい雨音により、発言中断)

●議長谷村知重君 暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午後 11 時 29 分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡建二郎議員の質問を続けていただきます。

●6番吉岡建二郎議員 大雨ということで少し音が入ってきて、かなりの大雨ということで、これも多くの同僚議員から質問でもあったように、異常な気象というのが、やはり関わってきているのかなと。私の質問の中でも後ほど、その気象についても少し触れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、質問をさせていただきます。

庁舎の建替え、以前から議論には上がっておりましてけれども、なかなか建替え自体に具体的な話というのには入れない状況で、ただ一方で将来的には、老朽化も進んでおりますし、耐震化も耐震基準を満たしていない部分もあるので、必要だということはあるかと思っています。災害時、特に防災拠点の中核となるのが市役所庁舎ですから、やはりここが万が一にも何かあってはという考えが私もあります。桜井市長が市長に就任されて、2か月と少々かと思いますが、庁舎、建物自体にも、ようやく慣れてこられた頃なのかなと

と思いますが、市長の目から見られて、今の美唄市の庁舎がいかがなのかというのを是非とも伺いたいと思います。ご自身の目で見られているところもありますでしょうし、また、過去の議会等、委員会等でも様々な議論がされてきているものをお調べになられて、庁舎、現状を踏まえた上で、建替えの必要性があるかどうか、どのように市長が捉えられているのかというのを伺います。

また、建替え自体、仮にすぐにはならなかったとしても、いつかは建替えをしなくてはなりません。その見通しについても伺います。財源などの理由もありますから、今ほど言ったとおり、なかなかすぐにとはならないかとは思いますが、当面、修繕などで対応していくとしても、近い将来、必ず新庁舎建設に取りかかる必要が出てくるかと思っています。早いうちから見通しを立てておかないかとは思いますが、その重要なことを、是非とも見通しを立てるということ、今の市長の考えを伺いたいと思います。

また、庁舎についてですが、暑さ対策、寒さ対策について伺います。庁舎は市民が手続きですとか、また相談に来る重要な施設であり、市民のために職員の皆さんが、日々力を尽くして働いておられる職場でもあります。市民のための施設でもあり、また職員の職場でもある、この庁舎の環境、本市庁舎は冷房設備も部分的にしか備わっていない状況ですし、また冬場、どうしても特に1階のスペースですが、風が入って寒いという状況があるかと思っています。市長も8月、庁舎暑い中、経験されたかと思いますが、何と言うのですかね、

何とかしなくてはならないという思いはあるかと思うのです。同僚議員からも多く一般質問の中で、今年の暑さ、酷暑ということに触れられておりましたが、異常な暑さです。本当に北海道内でも、全国で見ても、各地で熱中症になる方がたくさんおられましたし、また、庁舎内に温度計が設置されているところありますが、私も見たのですが、33度だとか34度だとか、聞いたところだと35度近くまで庁舎内でも気温が上がっていたと伺いました。建物自体が古くもあり、特に近年、夏場は地球温暖化等の影響もあると言われていますが、異常な暑さになっています。その暑さには決して対応しているとは言えない建物なのではないかと思います。設備自体も冷房設備が備わっておりませんので、この部分、非常にこれから先、考えていかなくてはならない。この状況を放置するということになれば、やはり働いていらっしゃる職員の皆さんの仕事にも影響が出ると考えられますし、訪れた市民も暑さが異常な中で、手続き、相談となれば、それに支障を来すレベルの暑さではないかと。35度近くというのは、本当に座っているだけで汗が吹き出すような気温ですから、ここは本当に対応をしていかなくてはならないと考えます。この暑さは世界的なものと言われておりまして、この夏の間、北半球、全世界的に気温が上がっています。一過性のものではないようでして、報道などを見ますと、来年以降も、どうやらこの暑さは続くという話も出ています。国連のグテーレス事務総長も「地球沸騰の時代が到来した」という言葉を使って、この温暖化について、非常に深刻な問題であると捉えているという話が出てい

ます。この温暖化が進んでいく中で、今年のように自然現象が重なると、異常な暑さというものは、また再度、引き起こされることかと思うのです。来年度以降、対応をどのようにされていくのか。庁舎の建替え、すぐにはできない中で、どう対応されていくのかというのを伺いたいと思います。

教育行政について、教育長に伺います。

社会教育施設の障がい者割引について、まず伺います。

障がい者割引は、障がい者の機会のハードルを下げ、自立と社会活動への参加を支援することで、平等に社会参加できるようにするために設けられた大切なサービスであるということは、教育長もご理解をされていらっしゃるかと思います。本市では現在、美唄市障がい者プラン第6期計画、障がい者支援やサービスの提供など様々行われてきていますが、社会教育施設の障がい者割引も大変重要なもの、必要なものであると考えています。現在、障がい者割引が適用されている施設について伺います。どういう状況にあるのか是非、お答えください。

また、これは郷土史料館、その施設の中でも一つのものについてなのですが、常任委員会の調査で現地に伺った際にもお話を伺い、分かったことなのですが、障がい者割引がないという状況にあるということです。私も毎年少なくとも1回、多いときは何回も行くのですが、郷土史料館利用してしまして、自分の利用料金ではないということだとなかなか気づかないところでありました。是非とも、郷土史料館にも障がい者割引の適用が必要であると考えていますが、教育長のお考え

について伺います。

また、教育行政についての二つ目なのですが、小中学生の自転車乗車時のヘルメットの着用について伺います。

自転車乗車時のヘルメットの着用、これは努力義務とされたところですが、ヘルメットの着用を、市内見ても、小中学生に限らずですが、まちまちな状況です。着けていないという人も、あくまで努力義務ということですので、必ずしも着けていないから、どうこうということにはならないのですが、安全の配慮の面から考えれば、着けていただきたいと心から思うところです。特に車を運転しているとき、視界に入るのです。やはり、ヘルメット着けてないなという方が、もし何かあったら危ないのではないかなと、少しでもその命が助かる可能性が高くなるということであれば、着用していただきたいと心から考えています。ただ、先ほど申しましたとおり、あくまで努力義務というところですから、通学の安全を図るためには、小中学生には特に教育委員会、学校から指導をされて、その推奨をされているのかと思いますが、義務化などの本市の取組について伺いたいと思います。

また、先ほど市長への質問でも少し触れましたけれども、やはり暑さ、通学時も朝から異常な暑さが続いていたかと思います。朝起きたら30度ぐらいある日が連日のように続いていますので、そういった酷暑の中、ヘルメットを被ると通気性が非常に悪いものもありますから、着用して自転車の運転、軽い運動とは言えども運動ですので、熱中症の要因の一つにもなりかねないと考えています。着用

の指導をされているかと思うのですが、そういった中では、熱中症の対策を同時に行っていっていかざるのかについて、伺います。

●議長谷村知重君 一般質問中ではありますが、吉岡議員の一般質問に対する理事者の答弁は午後からといたしたいと思います。

午後1時10分までを予定し、休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時6分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

都市整備部長清水真史君と消防長菅原利彦君は公務により、欠席いたします。

吉岡議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

●市長桜井恒君(登壇) 庁舎建替えについてありますが、はじめに、建替えの必要性につきましては、庁舎は様々な行政サービスを提供し、日常における市民の皆様の暮らしを支える役割を果たすとともに、災害拠点や防災拠点の中核的役割を担う施設であり、昭和50年に建設されて以来47年が経過し、老朽化が進んでいることから、将来的に耐震化や建替えは必要であると考えているところであります。しかしながら、建替えには多額の費用を要し、これまで病院建替えを優先的に進めてきたことなどから、現時点では具体的な計画はないところであります。このため、令和3年6月に策定した「美唄市公共施設等個別施設

計画」では、市役所の再編方針は、現施設を維持するために必要な修繕を行うこととして、当面、建物の更新はせずに、耐震化又は建替えについての方針を検討することとしております。

次に、庁舎建替えの見通しにつきましては、財源の面では、耐震化が未実施の本庁舎の建替えを対象とする有利な起債「市町村役場機能緊急保全事業」が令和2年度末をもって終了となったところであります。このため、庁舎建替えの財源確保につきましては、道内において、耐震化や建替えが済んでいない本市を含む9市が連携して「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」を発足しており、これまでの有利な起債と同等の起債制度の創設について、北海道市長会、全国市長会、総務省、道内選出議員に要望活動を行ってきたところであります。庁舎の建替えは先送りできない課題でありますことから、人口減少や高齢化を見据えた中、施設機能の集約化・複合化など、公共施設の再編による庁舎の在り方や、財源の確保に向けた基金設置の必要性など、公共施設全体の配置計画などを踏まえ、庁内における連携を図りながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、夏の暑さ対策、冬の寒さ対策についてであります。はじめに、今夏の異常な暑さへの対応につきまして、令和5年夏の北海道では、かつてない猛暑に見舞われ、道内全域に熱中症警戒アラートが発出されるなど、真夏日が40日以上連続し、庁舎内の室温も30度を超えるなど、非常に厳しい暑さとなったところであります。庁舎の室温につきましては、労働安全衛生法の規定に基づく、事務所衛生

基準規則により、空気調和設備を設けている場合は、シーズンを通して室温が18度以上28度以下になるように努めるものと規定されており、来庁する市民の皆様が快適に利用していただき、また、職員の健康を確保し業務に支障が出ないように、管理をしているところであります。こうした中、今夏の暑さ対策としては、熱中症対策や脱水症対策についての注意喚起をはじめ、8月に熱中症警戒アラートが発出された際には、庁舎内に大型の扇風機を設置したほか、エアコンが設備されている大会議室、議場を体調不良の職員の避難場所として開放したところであります。

次に、来年度以降の対応につきましては、庁舎は災害対応や防災拠点の中核的役割を担うことに加えまして、窓口には多くの市民の皆様が来庁するとともに、市民の皆様にご意見を伺う会議なども多く開催しておりますので、年間を通じて庁舎を快適に利用していただけるよう、市民の皆様が多く来庁する1階窓口のスペースを中心に、エアコンの導入を含めて対応を検討してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) はじめに、障がい者の割引についてであります。現在、個人の使用料・入館料として料金をいただいている社会教育施設につきましては、総合体育館、体育センター、温水プール、郷土史料館の4施設となっており、そのうち障がい者割引として減免している施設は、総合体育館、体育センター、温水プールの3施設となっております。なお、減免の割合につきましては、3施設とも5割の減免となっているところであります。

次に、郷土史料館につきましては、昭和56

年の開館以来、障がい者の方からも入館料をいただいているところではありますが、毎月1人から2人の障がい者の方の利用があり、割引の問い合わせもいただいているところでもあります。また、郷土史料館における障がい者の減免規定につきましては、他の社会教育施設との整合性が図られていないため、必要であると考えているところでもあります。このため、入館料の減免規定の整備に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学生の自転車乗車時におけるヘルメットの着用についてであります。自転車における安全教育指導については、これまでも各学校において、市の交通安全推進員や美唄警察署などの協力を得ながら、児童生徒が自転車を安全に使用できるよう自転車点検はもとより、交通安全教室や街頭指導、乗り方マナー指導等を実施するなど、交通事故の防止に向けた取組を行ってきたところであります。また、昨年5月には、市内中学校において、J A 共済連北海道本部及び北海道警察の主催による「スタントマンが交通事故を再現し、交通事故の衝撃や怖さを子ども達に実感させる「スケアード・ストレイル教育技法」による自転車交通安全教室を開催したところでもあります。国や北海道の対策といたしましては、平成30年4月に「北海道自転車条例」の施行に伴い、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入など、自転車利用者としての責務が規定され、本年4月1日施行の「道路交通法の一部を改正する法律」では、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされたところであります。北海道警察に

よると、昨年、北海道内で発生した自転車乗用中の交通事故者12人のうち、頭部損傷が原因で亡くなられた方は半数以上とのことであり、教育委員会といたしましては、万が一、交通事故に遭遇した時の被害軽減のためにも北海道教育委員会や北海道警察からの通知やリーフレットにより、児童生徒や保護者に対して、自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用について啓発してきたところであります。

次に、酷暑の中におけるヘルメットの着用についてであります。たとえ暑い日であっても、万が一の際の被害軽減のためには、ヘルメットの着用は欠かすことができないものと考えておりますが、現在のところ、乗車用ヘルメットが満たすべき安全性等に関する公的な規格基準は定められていないところであります。このため、国内の任意規格である一般財団法人製品安全協会や公益財団法人日本自転車競技連盟などが定めた基準への適合を示すマークの表示がある安全性が確認されたもので、かつ、通気性の優れたものを着用することが望ましいと考えております。教育委員会といたしましては、今後におきましても、子ども達の命を守るべく、自転車乗車時におけるヘルメット着用について、各学校や美唄警察署等と一層の連携を図りながら、さらなる啓発活動に努めていくとともに、各学校へ自転車で通学する児童生徒及びその保護者に対しましては、ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入について、強く働きかけてまいりたいと考えております。

●6番吉岡建二郎議員 まず、庁舎の管理についてですが、私は災害対応耐震化に加えて、

やはりもう1点の質問でもさせていただいた暑さの対策、もちろん寒さもそうなのですけれども、特に今年のことを考えれば暑さの対策のためにも建替えの必要性は非常に高いのではないかと捉えています。現状を見ますと、職員の方々、全部が全部ではないでしょうけど、個人で扇風機のようなものを用意されて、設置して、暑さ対策・対応している状況も庁内で見受けられると思うのです。個人の負担にもなってくるかと思えますし、また、個々に電気代が発生することだと思いますので、なるべく早い将来、その庁舎自体を中心に冷房を付けるような形に考えての建替えということ、冷房設備の導入が必要なことだと考えるのですが、また、訪れた市民、仮に市役所の中で熱中症になって倒れたなんてことになったら、本当に困ることですし、取り返しつかないことから、暑さ対策、不十分な状況にある美唄市役所の状況について、やはり変えていかなくてはならないと思うのです。また、職場環境ということを考えれば、今の新規採用などでも、美唄市は採用されているかと思うのですけれども、他のところと美唄市の内定をもらったっていう方が、美唄市の今の庁舎の状況を知ったら、だったらちょっと美唄市ではなくて別に行こうかとなってしまいうことも、ひょっとしたら出てきかねないのではないかなというぐらい、特に今年の夏の暑さは、役所の中は辛いものがあつたと実感をしています。是非とも、暑さ対策について、今後、取り組んでいくのと同時に、やはり根本的な解決ということになれば、庁舎自体の建替えが必要になってくる問題かと思えますので、前向きに検討をいただきたいと考

えています。その上でなのですけれども、ご答弁の中で複合化について、触れられておりましたけれど、近隣の自治体見ても、庁舎を新たに建替える際に、例えば図書館を併設といいますか、1階の部分に作って、それで複合化としているところが見受けられますし、私も実際、足運んでみたのですけれども、なかなかこれはいい環境だと。市民も図書館に寄りながら役所の手続きも済ませられるし、逆に役所に行った後、図書館で何か本はないかと探していくこともできるし、スペースとしても非常に落ち着いた感じが1階からあるので、入りやすい環境にもなっているのかなと思いました。是非とも、本市でも庁舎の建替えについて検討する際には、集約化、複合化というところを前向きに検討していただきたいと考えています。建替えが必要となるのは、確かに庁舎も老朽化、47年ということでしたけど、庁舎だけでなく、市民会館・公民館、また図書館といった併設させることが多い施設も本市では大変老朽化しており、また耐震化もされていないという状況で残っています。可能であれば、複合化をすることで、市役所庁舎と同時に早期に併せて取り組むということが出来るのかと思いますが、市長の考え、その点について伺いたいと思います。

教育行政についても、再質問いたします。

郷土史料館の障がい者割引について、他の社会教育施設との整合性の観点からも準備を進めていくということで、前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。是非、取り組んでいただきたいと思います。なるべく早期ということで、取り組めることかと思えますし、実際に取り組んでいただきたいとこ

ろですので、いつ頃から割引が開始できるかということについて、伺いたいと思います。

また、近隣の自治体を見れば、私も実際、何度か足を運んだこともあるのですが、資料館や博物館といった、そういった教育施設では、障がい者手帳の提示をすると、本人の入館料が無料となっているところもありますし、また、付添い1人まで無料となっているところも多くあります。美唄市で今、どういう対応を郷土史料館で、障がい者割引を考えていらっしゃるのかということを是非とも伺いたいと思います。できれば入館料無料、若しくは、さらに付添いの方1人まで無料というのを実施できればしていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

また、ヘルメットの着用について。熱中症対策という観点の部分は、通気性の良い物、分かります。今、やはりヘルメットのことをいろいろ調べると、中に入れる保冷剤なんかもあるんですね。頭に保冷剤を乗せて、ヘルメットを被ってだとか、それから自転車運転中ではなくてもしている人いますけれど、首に保冷剤のようなものを付けて、首から冷やすことで熱中症対策になったり、あと少し値段はかかりますけれど、首に付けて風が出てくるような機械もあったりするということなのです。是非、そういったものを使って、自転車で通学、若しくは遊びに行く際にヘルメットを着けても、暑さで辛くないようにということで、指導の中で取り入れていただければと思います。是非、小学生、中学生にもこういった暑さ対策をしながら、ヘルメットの着用が大事なんだということを伝えていただきたいと思います。それで義務化などの取

組についてと発言通告をさせていただいたのですが、通告で、あえて努力義務ではなくて、義務化という言葉を使わせていただいたのです。というのが、過去2年前の新聞報道の中で、美唄市教育委員会が自転車通学時のヘルメット着用と自転車損害賠償保険加入を義務化するという中身で報じられていたのを見たのです。これは、なかなか難しいことで、努力義務であれば、致し方ない理由でできなくても、特に罰則はないかと思うのですが、義務化となると少し変わってくると思うのです。ただ、実際の状況を考えれば、経済的事情や保護者の事情などで、なかなかヘルメット購入が難しいという児童生徒や、若しくは保険の加入が難しいという場合もあるかと思うのです。今ほど、ご答弁いただいた内容を伺う限りですと、義務化ではなくて、あくまで努力義務ということで、実態として取り組まれているかと思うのですが、市の実態として、改めて義務化という報道も、私もちょっと目に入ってしまったので、それも含めた上で実態としては、努力義務の扱いというのがどうなっているのかというのを改めて伺いたいと思います。

●市長桜井恒君 庁舎の複合化についてありますが、公共施設等個別施設計画における公共施設の再編方針につきましては、建替えを行う場合、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、より良い住民サービスの提供の可能性を検討することとしております。いずれにいたしましても、庁舎の建替えに当たっては、人口減少や高齢化を見据えた中、住民サービスの低下を招くことのない

いよう、施設機能の集約化・複合化など、公共施設の再編による庁舎の在り方や公共施設全体の配置計画などを踏まえ、方針など必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

●教育長石塚信彦君 はじめに、障がい者割引についてであります、具体的な時期につきましては、早期に実施できるよう準備を進めてまいります。また、減免の内容につきましては、他の社会教育施設と整合性を図るほか、近隣市町村の状況も調査しながら、検討してまいります。

次に、ヘルメットの着用についてですが、「北海道自転車条例」や「道路交通法の一部を改正する法律」の規定に基づき、「努力義務」となっているところでありますが、教育委員会といたしましては、万が一、交通事故等に遭遇した際の被害軽減のためには、ヘルメットの着用は欠かすことのできないものであるということを児童生徒や保護者に理解していただくとともに、暑さ対策も含めて、今後ともヘルメットの着用について強く働きかけてまいります。

●6番吉岡建二郎議員 特にヘルメットのことにについてですが、ツール・ド・北海道で痛ましい事故が起こったというところで、ヘルメットをしていても自転車が危ないということが今、分かってきているかと思うので、ヘルメットの着用が是非、義務化にはなかなかならないですけど、強く呼びかけていただければと思います。

それで質問なのですが、庁舎について市長に最後に1点、質問いたします。

是非とも、市長の任期の中で、1期4年間というなかなか短い中とは思いますが、

庁舎含めた公共施設の建替え、複合化含めた形で、前向きに取組を進めていただきたいと考えています。病院の新病院建設でかなり時間がかかったことで、美唄市、近隣の市町と比べても、庁舎の建替えが遅れているというのは、先ほど前段でも述べたとおりです。やはり老朽化が進んでいる中でなかなか進まないというのは、今、47年経っていて、これからまた計画を作っていくと、恐らく築50年は過ぎていく中での建替えということになるかと思しますので、本当に喫緊の課題として、市長の1期目の4年間ということで、これを筋道付けるところまでは、是非ともお願いをしたいと思っています。もちろん議会もそれに対しては、しっかり議論を重ねて力を果たしていけるものだと思っていますので、建替えについての市長の思い、是非とも一言お伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします

●市長桜井恒君 庁舎の建替えに向けた取組についてであります、庁舎は、市民の皆様に対して様々な行政サービスを提供している場でございますし、日常における市民の皆様の暮らしを支える役割を果たす場でもございます。将来的に建替えが必要なのは、間違いないところであるかと思うのですが、人口減少や高齢化を踏まえた上で、どのような建物と複合化していくのか、どのようなサービスを維持していくのか、そういった議論をしながら、課題に対して適切な庁舎建替えの庁内の横断的な取組を、まずは方針の検討という形で進めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和5年第3回市議会定例会に当たり、大綱2点について市長にお伺いします。

大綱の1点目は、地域医療体制について。はじめに、北海道せき損センターの動向について市長に伺います。

5月25日の北海道新聞に、美唄市内の拠点病院の役割を果たしてきました北海道せき損センターが、市外移転を視野に建替えを検討しているとの衝撃的な報道がありました。既に、3月に新病院の建設工事が着工した中での降って湧いたような報道でした。私は市民の安全安心にとって、市立美唄病院にはない多くの診療科を有するせき損センターは本市にとっては無くてはならない医療機関だと考えております。報道以来、多くの市民からも不安の声を聞いております。仮に、報道のとおり進むのであれば、本市の地域医療体制にとって極めて深刻な問題になると考えております。

そこで、以下の3点について市長にお考えをお伺いします。

一つ目として、せき損センターが移転するというのは、私は報道で初めて知りましたが、報道の内容は4月14日に美唄市長に北海道せき損センター須田院長就任挨拶時に札幌移転についての話があったとのことですが、それ以前にせき損センターから何らかの市への、行政への情報提供があったのかどうか。もし、あったとすればその時期、内容について教えてください。また、情報提供が無かったとすれば、報道から既に4か月以上が経過していますが、その間、市はせき損センターとどのような協議を行い、どのような情報を得

ているのか伺います。

二つ目として、北海道せき損センターの移転の有無は、いつ頃の決まる予定なのか。市として、せき損センターが存続するために、できる限りの対応が必要だと考えておりますが、市では具体的にどのような対策を考えているのか伺います。

三つ目として、せき損センターは、市内外から多くの外来・入院患者さんが利用されております。また、市立美唄病院には無い診療科も有しております。そのせき損センターが市外に移転するとすれば、今後の本市の医療体制に具体的にどのような影響があると考えているのか伺います。

次に、市立美唄病院の建替えについて何点か伺います。

市立美唄病院の建替えについては、高橋元市長の時代に検討され、様々な協議を経た中で板東前市長の時代に着工され、既に半年余りが経過しました。これだけ大きな公共事業を実施するに当たり、付近住民への丁寧な説とご理解、ご協力が必要と考えております。また、依然として物価の高騰が続き、予算額や工事期間などに変更が生じないのか、非常に不安を感じているところでもあります。そこで、7月に市長も変わったこともあり、改めて以下の点について、市長にお伺いします。

はじめに、開発行為である開発許可申請は、付近住民に対してどのような対応をしたのか。そして合意に至ったのか。また、いつ、どの機関に申請し、許可が下りたのか。

次に、確認申請について、建物を建てる場合、法的に確認申請が義務付けされていますが、避難規定及び構造についての審査結果は

どうだったのか。また、いつ、どの機関に申請書を提出し、確認済証を受けたのか。

次に、工事の施工計画及び施工管理の監督責任は市にあると思いますが、実際には騒音の問題や市道に大型のコンクリートミキサー車が数珠つなぎに5台から6台待機していたときに、たまたま歩道を自転車で利用した住民から苦情が何件か寄せられました。市民の安全安心を守る行政の立場として、施工管理の監督が一体どのようになっているのか。

次に、工事着工から半年余りが経過しましたが、依然として諸物価が高騰し、建築単価や資機材の高騰が続いております。この工事は予算額の範囲で終わる予定なのか。また、工事期間に変更がないのか。

次に、新病院の開院は来年の3月末を予定しておりますが、桜井市長の選挙公約に「MRI設置」とありましたが、設置時期についてはもちろん、せき損センターの今後の動向にも影響があると思っております。しかし、最悪の事態に備えての準備はすべきと思いますが、設置場所や予算規模など、どのように考えていらっしゃるのか。

次に、新病院の全体事業費の中で、「医療機器等整備費」2億円と計上されておりますが、ロビーに2,000万円の彫刻作品を設置するとの話が巷に流れていますが、事実はどうなのですか。

最後になります。工事完了以降、最も重要な常勤医師確保の見通しはどのようになっているのか。以上7点について、お伺いします。

大綱の2点目は、奨学金返還支援について、市長に伺います。

その一つとして、企業の奨学金返還支援に

ついて。この制度は独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業が返還金額の一部又は全額を代理で返還する制度であります。各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取組について、これまでは各企業から社員の方に直接支援する方法のみでしたが、実は、2021年4月より企業から直接送金することが可能となりました。企業にとってのメリットは、代理返還は従業員の奨学金返済に充てるための給付に当たるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の条件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることもできます。さらに、企業のイメージアップや労働力不足解消につながります。文科省によると、昨年度、日本学生支援機構の奨学金を借りている学生は123万人で、学生の実に2人に1人が借りている計算になります。これから社会に出る若者にとって、経済的な負担が軽くなることは大きなメリットでもあります。実際に制度を利用した人からは「精神的な不安感の解消につながった」また、「奨学金を無理なく返済する計画を立てることができ、結婚を現実的に考えられるようになった」など、この制度が人生を前向きに歩むための後押しになったという声が多く寄せられております。就職活動においても、「本制度を利用できる企業であることが、就職先を決める上で後押しになった」また、「UIJターンの決め手になった」といった声も少なくないようです。このように、実際、地域の未来を担う人材の定着につながり、若者にとってはポジティブな

将来のための経済的、精神的な支えになるというメリットがあり、双方にとってウィン・ウィンな制度と言えると思います。総務省が発表した住民基本台帳に基づく人口移動報告によりますと、北海道は2020年から2022年も転出者が転入者を上回る転出超過となりました。本市においても、毎年約500人前後が減少しているというのが現状であります。そこで、この制度を利用して、大都市一極集中の是正を図るとともに、地方への移住・定住を促し、地方の中小企業等における人手不足を解消するために、Uターンによる就業者の創出につながるのではないかと考えております。そして何よりも、高等教育を受けるため、地方を離れる若者を呼び戻すこと、人口減少のスピードを鈍化させることが重要であります。今後の奨学金制度については、大学進学に関する費用を学生が負担すべきだという受益者負担の発想を見直すことも重要であります。日本では高等教育で学び、得をするのは本人だという考えが非常に根強いですが、その学生が学んだことは能力として社会に還元されます。社会全体で教育を支えていくべきと考えております。そこで関係機関に、この制度の周知を図る必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。市長の考えをお伺いします。

次に、二つ目として、自治体による返還支援型の創設について伺います。

総務省の令和4年の奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱によりますと、少子高齢化により人口減少が進行している中、若年層を中心とした、地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、

特に生産年齢人口が減少しています。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけではなく、消費市場が減少し、地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な問題が生じており、この状況を継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速されるという負のスパイラルに陥ることになると思います。そこで、政府においては、域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す、奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しております。奨学金返還支援に係る概要や特別交付税措置等について、「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」の一部改正では、条件不利地域を含む市町村においても、現行の特別交付税の措置率の0.3から0.5へ引き上げたこと、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組も対象となりました。そこで本市においても、奨学金返還支援制度を是非、創設すべきと考えていますが、市長の考えをお伺いします。

●市長桜井恒君(登壇) 北海道せき損センターの動向についてであります。はじめに、北海道せき損センターの移転につきましては、令和5年4月14日、北海道せき損センター院長が就任挨拶で来庁された際、降雪時の搬送や再生医療に対応するため、札幌へ移転を検討していると口頭での説明があり、7月19日、市長就任に伴う来庁挨拶の際に、同じく北海道せき損センター院長より、移転について口頭で説明を受けたところあります。その後、8

月7日、独立行政法人労働者健康安全機構本部理事をはじめ、北海道せき損センター院長等、関係者の方々が来庁され、文書による北海道せき損センター将来構想の概要とともに、移転の必要性に関する現状等の説明があったところであります。

次に、北海道せき損センターの存続について、市といたしましては、北海道全域の脊髄損傷患者を受け入れ、早期治療から早期リハビリまで一貫して行う高度・専門医療機関であるとともに、多くの市民が怪我や病気の際、処置や入院治療を受けているなど、地域の医療を担っていただいております、美唄市民にとってなくてはならない医療機関であることから、患者や市民との合意がない移転はできないものであると考えております。また、急性期病床157床を有する医療機関の移転は南空知及び中空知医療圏域全体の問題であることから、道、独立行政法人労働者健康安全機構本部、市の3者で協議を進めることとなっているところであり、地元で建替えを行えるよう、市としてできることを提案していきたいと考えております。

次に、仮に北海道せき損センターが移転した場合の市の医療体制への影響につきましては、現在、定期通院している患者の皆さんへの影響はもちろんのこと、2次医療圏であります南空知及び中空知医療圏における国が進める地域医療構想や建替えを進めている市立美唄病院の回復期に特化した病床機能等への影響など、医療体制のみならず、市民の雇用など、地域経済への影響も大きいものと認識しているところであります。

次に、市立美唄病院の建替えについてであ

りますが、はじめに、開発行為につきましては、許可申請に当たり近隣住民の皆さんへの説明は可能な限りその努力をしたほうが望ましいとされており、必ず全員の同意を義務付けたものではありません。しかしながら、開発行為の趣旨に従いまして、本年1月に近隣住民の皆さんのうち、説明ができた方に対しては、開発行為の趣旨・目的を説明し、同意をいただいたところであります。また、開発行為の許可につきましては、令和5年1月23日付けで、北海道空知総合振興局へ許可申請を行い、令和5年3月8日付けをもって通知を受けたところであります。

次に、確認申請につきましては、建物を新築する場合は、建築基準法に適合しているかを審査するため、建築主は建築主事又は指定確認検査機関に確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければ建築することができないと規定されております。この度の市立美唄病院建替え工事に伴う確認申請につきましては、令和5年1月16日付けで、民間検査機関である日本E R I株式会社へ確認申請書を提出し、避難規定及び受注者より提案されたP C工法の安全性を含めて、申請建築物が建築基準法に適合しているか審査を受けて、令和5年3月22日付けをもって確認済証が交付されたところであります。

次に、施工管理につきましては、建築工事を行う際には、法律に定められた基準に従い、近隣住民の皆様の迷惑とならないよう、工事を進めているところであります。なお、ご指摘いただきました件につきましては、直ちに現場を確認し、関係者に指導・改善を指示し、対応したところであります。今後におきまし

ても、発注者として工事受注者に対し、騒音対策及び安全対策についての指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

次に、物価高騰による工事契約額への影響につきましては、本市の建設工事請負契約書第24条及び基本協定書第12条第4項に、日本国内において著しい賃金水準や物価の変動が生じ、事業規模金額が不相当となったと当事者一方が判断した場合、双方で協議するものとしております。なお、3月に着工しました市立美唄病院建替え工事におきましては、現時点でこれらの影響を受けていないところであります。また、工事期間につきましては、現在、地上3階建てのうち、2階部分の躯体工事を行っており、今後は、建物の外装、内装、外構工事を経て、当初の予定どおり令和6年3月末の完成を予定しております。

次に、MR I の設置場所や予算規模につきましては、医師を含めた医療スタッフと協議を行い、整備について検討してまいります。

次に、彫刻設置につきましては、新病院建設に合わせて、アート力を持って医療環境をより快適な癒やしの空間とするホスピタルアートとして検討してきたものであります。しかしながら、地域医療を取り巻く状況や、現在も続く資材価格の高止まりなどを踏まえ、医療の充実をさらに優先的に進めるため、設置については見送ることとしたところであります。

次に、常勤医師確保の見通しにつきましては、今年度に入り、内科医師2人、外科医師1人を採用し、5人体制となっているところであります。現在、医師派遣を受けている道外医局を中心に交渉を行っているところであります。

すが、今後におきましても、引き続き医師確保に向けて、道内大学医局はもとより、国、全国自治体病院協議会、北海道東京事務所、公益財団法人北海道地域医療振興財団等を訪問し、市立美唄病院の現状と建設している新病院について説明の上、医師の派遣を依頼するとともに、求人に対する情報提供をお願いしてまいります。

次に、企業の奨学金返還支援についてであります。この制度につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けた学生に対して、地元企業で働きながら奨学金を返還する従業員を応援するため、従業員の代わりに企業が奨学金を返済する制度であり、支援を受けた従業員につきましては、支援を受けた額の所得税が非課税となり、企業につきましては、損金算入が可能となり、法人税の減額が見込まれる制度と承知しているところであります。また、地元企業への若者の雇用対策としても有効な手段の一つであると考えます。この制度につきましては、企業側にとってもメリットがありますが、制度改正から2年程度の期間しか経過していないことから、商工会議所とともに連携しながら、市内企業への周知に努めてまいります。

次に、自治体による「奨学金返還支援制度」の推進についてであります。この制度につきましては、奨学金の返還を自治体が肩代わりし、地方の未来を担う若者を応援する制度として、道内においては、札幌市や旭川市など6市4町が制度化していると承知しております。この制度の導入により、若者の地元定着やU I J ターンの促進のほか、地元企業の雇用対策にもつながるものと考えますことから、

制度の創設について、庁内の関係部署や関係団体などとも協議を行い、先進地の導入事例なども参考にしながら検討を行ってまいります。

●7番本郷幸治議員 はじめに、せき損センターの動向についてということで、まず一つは、8月7日、独立行政法人労働者健康安全機構本部理事をはじめ、せき損センター院長等関係者の方々が来庁されました。そして、口頭ではなくて文書による北海道せき損センターの将来構想の概要とともに、移転の必要性に関する現状等の説明があったとの答弁ですが、その概要と移転の必要性の内容について、どういう内容だったのか、お伺いします。

二つ目は、「地元で建替えを行えるよう市としてできることを提案していきたい」とのただいま市長の答弁でしたが、美唄市に存続できる条件としての、行政としてできることが何なのか確認が必要ではないでしょうか、この点についてもお伺いします。

三つ目につきましては、せき損センターと新病院の診療科でバッティングするのが内科・外科・整形外科の3科であります。新病院の計画での一般病棟43床に影響はしないのか。また、答弁では「新美唄病院の回復期に特化した病床機能等への影響」ですが、新美唄病院の回復期の計画は15床の計画ですが、この計画に変更が出てくる可能性もあるのではないかと私は懸念しておりますが、これは全く変更がない、影響がないと、このように理解していいのか伺います。

最後になりますけど、市立美唄病院の建替えについて、建築の工事着工前の最終段階であります、建築確認申請の提出先について、

私の認識では北海道に申請する、こういう認識を持っておりましたが、これがどちらかと言えば、一般的な皆さん方のお考えではないのかな。しかし、今回の申請は民間検査機関に提出した、その理由は何だったのか。この点について教えてください。

●市長桜井恒君 北海道せき損センターの移転についてであります。はじめに、北海道せき損センターの将来構想及び移転の必要性の内容については、平成28年からせき損医療に特化した病院として、せき損センターの役割を果たす上で、冬季間の患者搬送ができないこと、重篤な合併症患者の搬送のための医療機関との距離があること、再生医療のための大学病院が近いことの優先性を踏まえて、札幌への移転を検討していることについて説明があったところです。

次に、存続に向けては、移転の必要性の根拠となっている課題に対し、市としてできることを提案するほか、国・北海道と連携し、協議を進めてまいります。

次に、新病院の規模、機能への影響につきましては、今後の北海道せき損センターの動向や医療需要を踏まえ、関係する医療機関等と検討してまいります。いずれにいたしましても、北海道せき損センターの移転につきましては、南空知、中空知圏域全体の問題であり、美唄市民にとってなくてはならない医療機関であることから、存続に向けてスピード感を持って必要な対応を行っていく考えであります。

次に、建築確認申請の提出先についてであります。平成11年5月1日に施行された改正建築基準法により、建築確認及び検査は、国

土交通大臣又は都道府県知事が指定した指定
確認検査機関においても業務を行うことができ
るようになったところであります。こうしたこ
とから、市立美唄病院建替え工事に伴う確認
申請は、国土交通大臣の指定を受けた民間の
検査機関に申請をしたところです。

●議長谷村知重君 以上で一般質問を終わ
ります。

これをもって、本日の日程は全部議了いた
しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 01 分 散会

